

# 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案からその提供までの主なフロー

- ・毎年度1回以上、30日以上の期間を定めて、提案の募集を実施
- ・提案の募集前に、行政機関等のウェブ等で募集要綱を公示
- ・提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手可
- ・提案者は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人は問わない
- ・未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから2年を経過しない者等一定の欠格事由に該当する者は提案不可
- ・提案前の事前相談可
- ・審査基準の適合性審査  
①欠格事由の該当の有無  
②一定の加工基準に合致  
③事業が新産業の創出等に資すること  
④漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等
- ・審査結果は個別に通知
- ・審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封
- ・手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入提出することで契約可
- ・契約の締結後、行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成・提供
- ・利用目的の範囲で事業の用に供することができる

